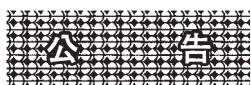


伊那市のうち竜西地区	9月23日（水）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	伊那市下新田2990番地 伊那浄水管理センター
伊那市のうち竜東地区	9月24日（木）		
伊那市のうち富県、美篶、手良、東春近、西箕輪及び西春近地区	9月25日（金）		
埴科郡坂城町	9月29日（火）	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後2時30分まで	埴科郡坂城町坂城6362番地1 B. I プラザさかき
千曲市のうち上山田、戸倉、更級及び五加地区	10月1日（木）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	千曲市戸倉2305番地1 千曲市戸倉創造館

産業技術課

**公告**

調理師試験を次のとおり行います。

令和2年5月18日

長野県知事 阿部 守一

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

令和2年11月13日（金） 午後1時から午後3時まで

(2) 場所

保健福祉事務所（保健所）の所在市町とし、会場は、受験票により通知します。

2 試験の科目及び方法

次の科目について、筆記試験により行います。

公衆衛生学 食品学 栄養学 食品衛生学 調理理論 食文化概論

3 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条、調理師法（昭和33年法律第147号）附則第3項又は調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）附則第3項に規定する者で、同規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

4 受験手続

(1) 提出書類等

ア 調理師試験受験願書（所定の用紙を用いてください。）

イ 履歴書

ウ 調理業務従事証明書（所定の用紙を用いてください。）

エ 写真（上半身、脱帽、正面図、名刺判で出願前3月以内に撮影したもの）

なお、令和元年度に長野県が実施した調理師試験において、調理師試験受験願書に調理業務従事証明書を添付して受理された者は、調理業務従事証明書の提出を省略することができます。

(2) 受験手数料

受験手数料（6,200円）は、長野県収入証紙により（受験願書の所定の欄に貼って、消印しないでください。）納付してく

ださい。

(3) 受付期間

令和2年9月1日（火）から令和2年9月3日（木）まで（郵送による場合は、令和2年9月3日までの消印があるものに限り受け付けます。その際、84円切手を貼ったあて先明記の返信用の封筒を同封してください。）

(4) 受付場所

希望する受験地に所在する保健福祉事務所（保健所）（長野市を受験地として希望する場合にあっては、長野市保健所）

5 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付します。

6 合格者の発表

令和2年12月11日（金）に受験願書を受け付けた保健福祉事務所（保健所）及び長野市保健所において合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に結果を通知します。

7 その他

(1) 試験についての問い合わせは、受験願書を提出する保健福祉事務所（保健所）又は長野市保健所にしてください。

(2) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

食品・生活衛生課

公告

製菓衛生師試験を次のとおり行います。

令和2年5月18日

長野県知事 阿部 守一

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

令和2年11月13日（金） 午後1時から午後3時まで

(2) 場所

保健福祉事務所（保健所）の所在市町とし、会場は、受験票により通知します。

2 試験の科目及び方法

次の科目について、筆記試験により行います。

衛生法規 公衆衛生学 食品学 食品衛生学 栄養学 製菓理論及び実技

3 受験資格

次のいずれかに該当する者とします。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条、製菓衛生師法（昭和41年法律第115号。以下「法」といいます。）附則第3項又は製菓衛生師法施行規則（昭和41年厚生省令第45号。以下「省令」といいます。）附則第2項に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの

(2) 学校教育法第57条、法附則第3項又は省令附則第2項に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの

(3) 法附則第2項に規定する者

4 受験手続

(1) 提出書類等

ア 製菓衛生師試験受験願書（所定の用紙を用いてください。）
 イ 都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し（原本も持参してください。）若しくは卒業証明書（郵送による場合は、卒業証明書を提出してください。）若しくは当該施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者であることを証明する書類として知事が別に定めるもの又は菓子製造業従事証明書（所定の用紙を用いてください。）

ウ 写真（上半身、脱帽、正面、名刺判で出願前3月以内に撮影したもの）

なお、令和元年度に長野県が実施した製菓衛生師試験において、製菓衛生師試験受験願書に上記イに掲げる書類を添付して受理された者は、イに掲げる書類の提出を省略することができます。

(2) 受験手数料

受験手数料（9,400円）は、長野県収入証紙により（受験願書の所定の欄に貼って、消印しないでください。）納付してください。

(3) 受付期間

令和2年9月1日（火）から令和2年9月3日（木）まで（郵送による場合は、令和2年9月3日までの消印のあるものに限り受け付けます。その際、84円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封してください。）

(4) 受付場所

希望する受験地に所在する保健福祉事務所（保健所）（長野市を受験地として希望する場合にあっては、長野市保健所）

5 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付します。

6 合格者の発表

令和2年12月11日（金）に受験願書を受け付けた保健福祉事務所（保健所）及び長野市保健所において合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に結果を通知します。

7 その他

(1) 試験についての問い合わせは、受験願書を提出する保健福祉事務所（保健所）又は長野市保健所にしてください。

(2) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年5月18日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

綿半スーパーセンター中野店

中野市大字三ツ和字桶田87 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

綿半ホールディングス株式会社

飯田市北方1023-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）

ベイシア中野店

（変更後）

綿半スーパーセンター中野店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）

名称	代表者氏名	住所
(株)ベイシア	土屋 善雄	群馬県前橋市亀里町900

（変更後）

名称	代表者氏名	住所
綿半ホールディングス（株）	野原 勇	飯田市北方1023-1

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）

名称	代表者氏名	住所
(株)ベイシア	土屋 善雄	群馬県前橋市亀里町900

（変更後）

名称	代表者氏名	住所
（株）綿半ホームエイド	牧島 緯彦	長野市南長池205
（株）綿半三原商店	間瀬 敏彦	安曇野市豊科5565-4

4 変更した年月日

(1) 令和2年4月1日

(2) 令和2年2月20日

(3) 令和2年4月1日

5 届出年月日

令和2年4月14日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県北信地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間
令和2年5月18日から令和2年9月18日まで8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県北信地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

令和2年5月7日、長野県竜西土地改良区の定款変更を認可しました。

令和2年5月18日

長野県南信州地域振興局長 丹羽克寿

農地整備課

公告

令和2年5月1日、長野県梓川土地改良区の定款変更を認可しました。

令和2年5月18日

長野県松本地域振興局長 草間康晴

農地整備課

公告

安曇野市烏川土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和2年5月18日

長野県松本地域振興局長 草間康晴

監事

新任

氏名	住所
古幡 敬	安曇野市穂高牧119番地2
小林 宏至	安曇野市穂高柏原2092番地
米倉 秀樹	安曇野市堀金烏川2511番地

退任

氏名	住所
小室 英	安曇野市穂高7719番地
平林 哲男	安曇野市穂高柏原3507番地
浅川 嘉朗	安曇野市堀金烏川810番地1
宮澤 利夫	安曇野市堀金三田1226番地1

農地整備課

公告

千曲市西部土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和2年5月18日

長野県長野地域振興局長 吉沢 正

理事

新任

氏名	住所
長谷川 幸三	千曲市大字八幡4441番地
柳原 康廣	千曲市大字八幡2374番地
小林 武治	千曲市大字八幡3895番地
小出 英治	千曲市大字八幡3303番地4
柳澤 隆	千曲市大字稻荷山1652番地3
山口 清史	千曲市大字稻荷山830番地
青木 公夫	千曲市大字桑原1396番地1

重任

氏名	住所
佐藤 利雄	千曲市大字八幡7930番地
日詰 武雄	千曲市大字八幡3766番地
森 保美	千曲市大字羽尾533番地
竹内 收	千曲市大字八幡1237番地

退任

氏名	住所
平林 卓司	千曲市大字八幡6799番地
唐澤 一夫	千曲市大字稻荷山1974番地
町田 吉功	千曲市大字八幡3385番地
袖山 幸徳	千曲市大字八幡2434番地
柳澤 雅仁	千曲市大字桑原1415番地
宮下 康人	千曲市大字八幡285番地
小野 義勝	千曲市大字八幡4996番地
下寄 雅信	千曲市大字稻荷山1番地
中山 洋一	千曲市大字桑原2354番地
荒井 忠男	千曲市大字桑原1303番地1
竹内 正博	千曲市大字桑原1602番地の1

監事

新任

氏名	住所
平林 宏昭	千曲市大字八幡6695番地
長浦 一喜	千曲市大字倉科1615番地

退任

氏名	住所
瀧澤 昭男	千曲市大字八幡3945番地1
緑川 袿裟利	千曲市大字桑原2547番地
春原 正紀	千曲市大字八幡2547番地

農地整備課

公告

上田農水土地改良区連合の役員について、次のように就任の届出がありました。

令和2年5月18日

長野県上田地域振興局長 鈴木英昭

理事

重任

氏名	住所
土屋 陽一	上田市中央北1丁目1番5号
高遠 和秋	上田市上塙尻559番地
田村 賢爾	上田市秋和466番地
茅野 孝雄	上田市常磐城3丁目11番13号
相田 賢治	上田市諏訪形830番地
大井 清司	上田市神畑45番地

清水 貞 旨 上田市小牧508番地
西沢 信 義 上田市中之条173番地
生島 常 吉 上田市小島710番地
小出 淳 上田市中野912番地2

監事

重任

氏名 住所 所
斎藤 仁一 上田市常磐城3丁目7番43号
細川 義雄 上田市諏訪形722番地
清水 裕次彦 上田市下之郷553番地

農地整備課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和2年5月18日

長野県長野建設事務所長 下里 嶽

- 1 許可番号
令和2年2月3日 長野県長野建設事務所指令元長建第44-18号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
須坂市大字幸高字屋敷添480-13
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
長野市大字北長池350 朝陽団地D棟701
市川文弘

都市・まちづくり課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和2年5月18日

長野県警察本部長 安田浩己

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
別表のとおり
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - (1) 名称 長野県警察本部地域部通信指令課
 - (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 落札者を決定した日
令和2年4月7日
- 4 落札者の名称及び所在地
 - (1) 名称 三菱電機株式会社 関越支社
 - (2) 所在地 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2
- 5 落札金額
223,255,230円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
令和2年3月5日

別表

No.	品名	数量
1	I PR形移動用無線機(I PR-ML)(1)	157式
2	I PR形移動用無線機(I PR-ML)(2)	57式
3	I PR形移動用無線機(I PR-ML)(3)	41式
4	I PR形移動用無線機(I PR-ML)(4)	1式
5	I PR形オートバイ用無線機(I PR-AU)(1)	11式
6	I PR形オートバイ用無線機(I PR-AU)(2)	10式
7	I PR形オートバイ用無線機(I PR-AU)(3)	1式
8	I PR形固定用無線機(I PR-FIX)(1)	1式
9	I PR形固定用無線機(I PR-FIX)(2)	1式

通信指令課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和2年5月18日

長野県警察本部長 安田浩己

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
別表のとおり
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - (1) 名称 長野県警察本部地域部通信指令課
 - (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 落札者を決定した日
令和2年4月7日
- 4 落札者の名称及び所在地
 - (1) 名称 アイコム株式会社
 - (2) 所在地 大阪府大阪市平野区加美鞍作一丁目6番19号
- 5 落札金額
31,449,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
令和2年3月5日

別表

No.	品名	数量
1	I PR形携帯用無線機(I PR-WT)(1)	76式
2	I PR形携帯用無線機(I PR-WT)(2)	5式
3	I PR形携帯用無線機(I PR-WT)(3)	1式
4	I PR形受令機(I PR-WR)(1)	45式
5	I PR形受令機(I PR-WR)(2)	4式
6	I PR形受令機(I PR-WR)(3)	1式

通信指令課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により提出された住民監査請求について、同条第5項の規定により監査した結果を通知したので、同項の規定によりこれを公表します。

令和2年5月18日

長野県監査委員 田 口 敏 子
同 西 沢 利 雄
同 青 木 孝 子
同 丸 山 栄 一

長野県職員に関する措置請求の監査結果

令和2年(2020年)4月28日

第1 監査の請求

1 請求人及び請求人代理人

- (1) 請求人
4名
- (2) 請求人代理人
2名

2 請求書の提出

請求書は令和2年(2020年)2月27日付けで提出され、同年2月28日に受け付けた。

3 請求の内容

(1) 監査請求の内容

請求書及びこれに添付された事実証明書から、本件住民監査請求において請求人は次のとおり主張しているものと解される。

「令和元年度社会資本整備総合交付金（除雪）、県単道路橋梁維持（除雪）業務」の「信濃町ブロック除雪散布20工区」（以下「本件契約」という。）に関し、受託業者「A社」（以下「本件受託業者」という。）の業務実施体制について複数の問題点があるにもかかわらず、本件受託業者を特別扱いし、取るべき措置をとらずに本件契約を継続し、委託料金を支出している。

本件受託業者の業務実施体制からすると、本件契約は解除すべきものであり、契約を継続していることにより支出している委託料金は支払うべきものではない。

よって、本件契約を解除し、すでに支払い済の委託料金について返還させるための必要な措置を講ずることを求める。

(2) 請求書添付の事実証明書

- 甲第1号証 除雪等業務委託契約書
- 甲第2号証 除雪業務委託の概要
- 甲第3号証 除雪業務委託に係る入札心得
- 甲第4号証 除雪業務特記仕様書
- 甲第5号証 除雪業務実施要領
- 甲第6号証 除雪機械の変更について
- 甲第7号証 入札公告及び閲覧設計書
- 甲第8号証 その他除雪契約関連文書
- 甲第9号証 除雪ドーナツ写真（11月30日）
- 甲第10号証 除雪散布20工区ルート調査結果
- 甲第11号証 長野県建設部技術管理室長あて質問書
- 甲第12号証 甲第11号証に対する長野県の回答文書
- 甲第13号証 判決文（長野地裁平成23年8月9日）
- 甲第14号証 除雪機械管理費等一覧表

甲第15号証 車検証1

甲第16号証 車検証2

甲第17号証 車検証3

甲第18号証 除雪機械の売却（新潟県）

甲第19号証 緊急自動車等について

4 請求の受理

本件住民監査請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、令和2年2月28日付けで受理した。

5 請求人の証拠の提出及び陳述

自治法第242条第6項^{*}の規定により、請求人に対し、令和2年3月26日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。（^{*}令和2年4月1日からは自治法第242条第7項による。）

同日、請求人代理人のうち1名及び請求人のうち1名が陳述を行い、請求人から補充書面が提出された。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

長野建設事務所が本件受託業者と締結した本件契約について、請求人が求める本件契約に解除理由が存在するのか、存在する場合は支払い済みの委託料金の取扱いをいかにするか判断するため、本件契約の締結から業務実施状況及び支払い状況までを監査の対象とした。

2 監査委員の交替

本件監査の途中において、令和2年3月31日付けで宮本衡司監査委員が退任し、後任として同年4月1日付けで丸山栄一監査委員が就任し、監査を実施した。

3 監査対象機関

長野建設事務所を監査対象機関とした。

4 監査対象機関の陳述

長野建設事務所からは、陳述に代えて、陳述書の提出が令和2年3月18日にはあった。

5 監査対象機関の陳述に対する請求人の意見

令和2年3月19日付けで長野建設事務所の陳述に対する意見を求めたところ、請求人からは3月26日の陳述の際に補充書面の提出があった。

6 監査対象機関の監査

自治法第242条第4項^{*}の規定により、長野建設事務所に対し、監査用資料の提出を求めるとともに、令和2年3月10日及び11日に事務局職員による関係書類の調査及び職員からの聴き取り調査、同年4月8日に監査委員による監査を実施した。

（^{*}令和2年4月1日からは自治法第242条第5項による。）

第3 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類等の調査及び関係法令等との照合並びに請求人の陳述及び長野建設事務所の監査の結果、次に掲げる事実を確認した。

1 本件契約に至る経過

年月日	内 容
令和元年9月26日	入札公告
令和元年9月26日から10月4日まで	質問書の受付 (本件契約の対象工区に関する質問はなかった。)
令和元年9月26日から10月10日まで	受託希望工区及び受託資格要件審査書類の提出 (審査書類では、持込機械の車検証(写)の提出を求めていない。)
令和元年10月30日	一般競争入札(2者同額のため、くじ引きにより落札者決定)
令和元年11月5日まで	オペレーター配置計画書及び持込機械車検証(写)提出期限
令和元年11月5日	契約締結 (契約期間:令和元年11月5日から令和2年3月31日まで)
令和元年11月19日	除雪業務説明会にて契約書を受託業者に交付

2 本件契約における使用機械

(1) 長野建設事務所貸与機械

除雪ドーザ

ロータリ除雪車

(2) 本件受託業者持込機械

NO.1 除雪ドーザ

NO.2 除雪ドーザ

NO.3 除雪ドーザ

NO.4 除雪ドーザ

NO.5 ロータリ除雪車

NO.6 凍結防止剤散布車

3 委託料支払状況

11月分 令和2年2月14日支払

12月分 令和2年3月11日支払

1月分 令和2年3月30日支払

2月分 令和2年4月27日支払

3月分 令和2年4月27日支払

4 本件受託業者持込機械の現車確認

信濃町の他の除雪業者から、本件契約に使用する本件受託業者持込機械について現車確認を行うよう要望があったため、令和元年11月14日に実施し、持込機械NO.5以外を確認した。

なお、持込機械NO.5は車検中で現車確認できなかつたため、11月20日に改めて確認を実施した。

5 長野建設事務所に対する問題提起とその対応

長野県建設部技術管理室長あてに「信濃町地区における除雪の実態とそれに関わるお願い」と題する文書が提出された。(請求人提出甲第11号証。以下「甲第11号証」という。)

この文書は、差出人として信濃会役員一同、JV推進委員一同と記載されており、氏名と日付の記載はなかった。

なお、この文書を長野建設事務所が受け取ったのは、令和2年1月9日であった。

この文書に記載されている問題点と監査請求における請求人の主張する問題点(以下「監査請求問題点」という。)及びそれらに対する長野建設事務所の対応は以下のとおりである。

(1) 本件受託業者持込機械 NO.1 除雪ドーザ

この機械については、甲第11号証及び監査請求問題点において、設計書と異なる規格の機械であり契約単価が異なる旨が問題提起されている。

これに対しては、令和2年1月22日に本件受託業者から使用機械変更協議書の提出があり、2月5日に令和元年11月分から変更後の単価を適用する内容の変更契約が締結されている。

使用機械変更について未協議の状態での稼働日数は、延べ10日あった。

長野建設事務所は当初問題点を把握していなかったが、上記のとおり改善され、変更契約が締結されている。

このため、委託料の支払いは変更契約後の単価で支払われていた。

(2) 本件受託業者持込機械 NO.2 除雪ドーザ

この機械については、甲第11号証及び監査請求問題点において、車幅灯が未整備である旨が問題提起されている。

これに対しては、令和2年1月15日に協議書により指導を行い、本件受託業者から1月17日に協議書指導事項に対する報告書の提出、1月20日に車幅灯整備後の写真を添付した整備完了報告書が提出された。

車幅灯の未整備については、本件受託業者から、塗装の際に一旦車幅灯を外し、装着することを忘れていた、との回答が長野建設事務所にあった。

車幅灯が未整備の状態での稼働日数は、延べ7日あった。

長野建設事務所は当初問題点を把握していなかったが、上記指導の結果、車幅灯の整備を確認している。

(3) 本件受託業者持込機械 NO.3 除雪ドーザ

この機械については、甲第11号証において、他県登録の自動車登録票(以下「県外ナンバー」という。)であり長野県公安委員会(以下「公安委員会」という。)へ道路維持作業用自動車の届出がない旨が問題提起されている。

この点については、令和2年1月15日に協議書により指導し、本件受託業者から1月17日に協議書指導事項に対する報告書、1月22日に使用機械変更協議書の提出があり、1月27日に公安委員会に道路維持作業用自動車として届出がされた。そして、2月5日に変更契約が締結されている。

公安委員会への未届出の状態での稼働日数は、延べ4日あった。

長野建設事務所は当初問題点を把握していなかったが、上記のとおり指導後に改善され、変更契約が締結されている。

(4) 本件受託業者持込機械 NO.4 除雪ドーザ

この機械については、甲第11号証では1人乗りではないか、加えて監査請求問題点において、除雪作業を1人で行っている旨が問題提起されている。

この点については、車検証の乗車定員は2名であることを確認している。

除雪作業を1人で行っている旨の問題提起については、日報や写真では1人で作業している事実の確認はできなかった。

また、長野建設事務所は令和2年1月27日及び2月5日に

信濃町ブロックの夜間パトロールを実施したが、NO.4の持込機械の確認はできなかった。

なお、長野建設事務所は問題提起を受けた後に、本件受託業者に口頭で1人での作業がなかったことを確認したうえで、除雪作業は必ず2人で行うことを伝えている。

(5) 本件受託業者持込機械 NO.5 ロータリ除雪車

この機械については、甲第11号証では県外ナンバーであり公安委員会へ道路維持作業用自動車の届出がない、加えて監査請求問題点においては、本件契約開始時点で車検中であるため、未配備状態であるという旨が問題提起されている。

県外ナンバーであることについては、令和2年1月15日に協議書により指導し、本件受託業者から1月17日に協議書指導事項に対する報告書の提出、2月5日に使用機械変更協議書の提出及び公安委員会への道路維持作業用自動車としての届出が行われ、変更契約が締結されている。

公安委員会への未届出の状態での稼働日数は、延べ4日であった。

長野建設事務所は当初問題点を把握していなかったが、上記のとおり指導後に改善され、変更契約が締結されている。

なお、当該機械については、長野建設事務所で上記4に記載のとおり、令和元年11月20日に現車確認を行っている。

6 本件契約における発注者の契約解除条項

本件契約における発注者の解除権については、以下のとおり本件契約書に記載されている。

契約書第15条（発注者の解除権）

発注者は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 出動基準に達した場合、また達すると予想される場合に、その責に帰すべき理由により、速やかな除雪業務の遂行が行われないとき、又は概ね通勤通学時間帯までに除雪業務を完了することができないことが明らかと認められるとき。

(2) （削除）

(3) 上記に掲げるもののほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 受注者が、第17条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(5) （略）

7 除雪業務委託に関する各種書面の記載事項

(1) 除雪業務委託の概要

「7 契約等」において、「発注時に計上されている除雪機械と機種又は規格が異なる機械を使用する場合、発注機関の長が除雪業務実施要領に定められた作業を遵守できると認めたときは、当初契約機械及び当初契約単価を変更する。ただし、除雪機械の台数の変更は認めないものとする。」との記載がある。

(2) 除雪業務における委託契約要領

「(対象業務の実施) 第2 第2項」において、「対象業務を実施するために必要な持込機械及び貸付機械は、発注工区ごとに除雪業務設計書に明示されたものとするが、持込機械については、発注時に計上されている除雪機械と実際に使用する機械の機種又は規格が異なる場合は、発注者と受託者の

協議により変更契約の対象とする。」との記載がある。

(3) 除雪業務委託に係る入札心得

「(除雪機械の変更) 第12条」において、「実際に使用する除雪機械の機種又は規格が発注時に計上されている機械と異なる場合は、使用機械変更協議書により協議するものとします。変更協議書による機械で除雪業務実施要領に定められた作業が遵守できると発注機関の長が認めたときは、使用機械及び単価について変更契約を締結します。なお、変更契約単価は、当初契約単価に発注時計上機械の設計単価と実際に使用する機械の設計単価の比率を乗じ、100円未満を切り捨てた額とします。」との記載がある。

(4) 除雪業務特記仕様書

「(一般事項) 第2条第7項」において、「受注者は、除雪機械が故障、事故等により除雪作業が出来ない場合は、速やかに監督員に連絡し指示を受けなければならない。」、「第2条第10項」において、「本仕様書及び除雪業務実施要領に基づく適正な業務が遂行されない等、発注者が受注者に対して指導すべき事項があった場合は、文書(協議書、監督日誌等)にて指導を行うものとする。1回目の指導事項が速やかにまたは次の除雪作業までに改善されない場合は、文書(協議書、監督日誌等)にて再度指導を行うものとする。2回目の指導事項が速やかにまたは次の除雪作業までに改善されない場合は、「改善指示書」により指示するものとする。また、事前に文書(協議書、監督日誌等)による指導を行っていない場合であっても、受注者の過失による事故等重大な事項については、「改善指示書」により指示するものとする。」、「(使用機械) 第5条第5項」において、「持込機械を変更しようとする場合は、監督員に協議するものとする。」との記載がある。

(5) 除雪業務実施要領

「1 共通事項 第2」において、「除雪、散布作業は、運転者及び助手(または作業員)の2名で行うこと。除雪機械等が一人乗りの場合は、助手はライトバン等により先導し、除雪作業中の安全管理を行うこと。」との記載がある。

8 除雪機械の車検について

委託契約期間中に持込機械の車検時期が到来している事例は、長野建設事務所管内で過去から複数台あった。

令和元年度の信濃町ブロックの他工区においても契約期間中(令和元年11月5日から令和2年3月31日まで)に車検時期が到来しており、車検証(写)が11月14日に提出されているものがあった。

9 県外ナンバー機械について

除雪用機械は、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第14条の2により、道路維持作業用自動車として公安委員会に届け出ことになっている。公安委員会によると、届出には、道路管理者以外の場合は、道路管理者との委託契約書の写しを提出する必要がある。

しかし、長野建設事務所は、公安委員会への届出を契約要件で定めておらず、契約前にオペレーター配置計画書及び持込機械車検証(写)の提出を求めているだけで、公安委員会の届出確認証の提出までは求めていなかった。この理由について、長野建設事務所は公安委員会への届出についての認識が不足していたとしている。

平成26年度から令和元年度までの長野建設事務所管内の除雪業務委託契約を調査したところ、県外ナンバー車両で当初契約を締結していたものが本件契約を除き12台あった。

第4 監査の結果

1 監査の観点

除雪業務委託の制度を踏まえ、除雪機械配備の状況、本件受託業者への指導及び改善状況を確認し、判断することとした。

2 判断

上記第3のとおり確認した事実関係を総合し、上記1の監査の観点を踏まえて、次のとおり判断する。

(1) 本件受託業者持込機械 NO.1 除雪ドーザ

上記第3の7(1)、(2)及び(3)から、機械の変更は想定されていると考えられる。

(2) 本件受託業者持込機械 NO.2 除雪ドーザ

長野建設事務所は、令和元年11月14日に現車確認を行っている。その際の記録には車幅灯の有無については触れられていないものの、上記第3の5(2)に記載のとおり指導後に改善されている。

(3) 本件受託業者持込機械 NO.3 除雪ドーザ

上記第3の5(3)に記載のとおり指導後に改善されている。

(4) 本件受託業者持込機械 NO.4 除雪ドーザ

長野建設事務所では1人で作業を実施している事実を確認することはできなかった。

(5) 本件受託業者持込機械 NO.5 ロータリ除雪車

上記第3の5(5)に記載のとおり指導後に改善されている。

なお、車検期間中は機械が未配備であるとの請求人の問題提起については、車検による除雪機械の一時的な未配備の場合も想定されることである。

請求人は、契約開始初日に車検により現地に機械が未配備であることを問題視していると解されるが、機械によっては、契約期間中に車検の時期が到来することが想定されるため、車検中の除雪機械については、上記第3の7(4)の（一般事項）第2条第7項の「受注者は、除雪機械が故障、事故等により除雪作業が出来ない場合は、速やかに監督員に連絡し指示を受けなければならない。」により対応すべきものと考える。

(6) 本件契約において契約の目的が達成されているか否かについて

長野建設事務所によると、給付完了検査に合格しており、契約の目的である除雪は達成されていた。また、住民から除雪が行われていないという苦情はなかった。

以上から、契約の目的は達成されていたと判断する。

(7) まとめ

本件契約は、上記第3の7(4)の除雪業務特記仕様書第2条第10項に基づき、本件受託業者への指導を行い、その結果改善されること及び除雪は目的どおり実施されていることから、上記第3の6の発注者の解除権のいずれにも該当しないため契約解除するには至らないと判断する。

また、本件契約の履行に伴う支払い済の委託料については、変更契約後の単価で支払われており、過大な支出はなかったと判断する。

3 結論

前記2において検討した結果、本件監査対象事項である請求

人の請求にはいずれも理由がないと認め、これを棄却する。

4 付言

問題提起を受けてからの長野建設事務所の対応は必ずしも遅いとは言えないが、契約締結日（11月5日）からすると、相当の期間を要した。従って、受託業者持込機械の状況を適時適切に把握する必要があると考える。

また、道路管理者以外の道路維持作業用自動車については、県外ナンバー機械の使用の本拠の位置の変更などを行う場合は、公安委員会への届出が必要であり、その際に道路管理者との委託契約書の写しを提出しなければならないとされている。長野建設事務所が令和元年11月19日に契約書を交付していることから、契約開始日（11月5日）に公安委員会へ届出済の機械を配備することは時間的に困難であり、除雪業務受託業者における道路維持作業用自動車の届出に必要な期間を確保するなどの対応が必要であると考える。

よって、以下のとおり付言する。

上記課題等の改善を図るため、全県の除雪業務委託の執行状況を踏まえ、除雪業務委託制度を再検討する必要があると考える。

監査委員事務局